

奈良県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
高津 多聞	からだ元気治療院大和高田店 大和高田市大字市場三五二	平成三十年九月七日
飯田 健	フェイス整骨院 大和郡山市高田町一〇二一七	平成三十年九月三十日